

参考配布

令和4年3月24日

【照会先】

職業安定局需給調整事業課

課長

篠崎 拓也

主任中央需給調整事業指導官 大塚 陽太郎

課長補佐

森岡 巨博

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335)

(直通電話) 03(3502)5227

有料職業紹介事業者に対する有料職業紹介事業停止命令

標記について、東京労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、東京労働局が配布した資料です。

厚生労働省
東京労働局発表
令和4年3月24日

担 当	東京労働局需給調整事業部
	需給調整事業第二課長 島村 正弘
	需給調整事業第二課長補佐 田村 好弘
	主任需給調整指導官 澤村 敬太
	主任需給調整指導官 福島 隆史
	電 話 03-3452-1474 FAX 03-3452-5361

無許可で労働者派遣を行った有料職業紹介事業者に対する 有料職業紹介事業停止命令について

東京労働局（局長：辻田 博）は、下記のとおり、有料職業紹介事業を営む事業者に対して、3月24日、職業安定法（昭和22年法律第141号）第32条の9第2項に基づく有料職業紹介事業停止命令を行った。

記

第1 被処分職業紹介事業者

名 称 シーオス株式会社（代表取締役 松島 聡）
所 在 地 東京都渋谷区恵比寿一丁目18番18号
許可番号 13-ユ-307656（平成28年3月1日許可）
処分内容 職業安定法第32条の9第2項に基づく有料職業紹介事業停止命令

第2 処分の理由

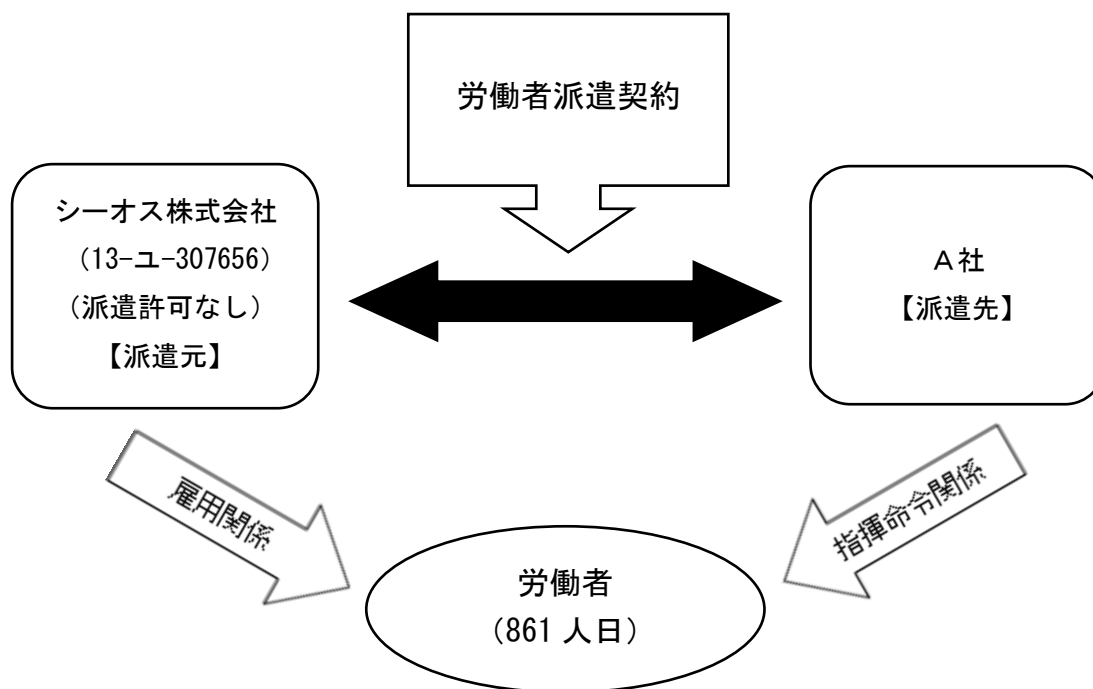
シーオス株式会社は、厚生労働大臣から労働者派遣事業の許可を受けることなく、少なくとも令和2年8月1日から令和3年10月31日までの間、自己の雇用する労働者を延べ861人日に渡り、当該雇用関係の下に、A社に送り出し、A社の指揮命令の下、A社のために、労働に従事させたものであり、もって業として労働者派遣事業を行い、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項の規定に違反したため。

第3 有料職業紹介事業停止命令の内容

令和4年3月25日から令和4年4月24日まで（1か月）の間、有料職業紹介事業を停止すること。

※事案の概要図、職業安定法、労働者派遣法の関係条文は別添をご参照ください。

【事案の概要図】



令和2年8月1日～令和3年10月31日

○ 職業安定法（昭和22年法律第141号）（抄）

（許可の取消し等）

第32条の9第1項 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第30条第1項の許可を取り消すことができる。

- 1 略
- 2 この法律若しくは労働者派遣法（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 3 略

第2項 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が前項第2号又は第3号に該当するときは、期間を定めて当該有料の職業紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（権限の委任）

第60条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令の定めるところによって、職業安定主管局長又は都道府県労働局長に委任することができる。

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（抄）

（労働者派遣事業の許可）

第5条第1項 労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。